

令和 4 年 11 月 25 日

太宰府市

市長 楠 田 大 蔵 様

(都市整備部建設課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 4 年 9 月 27 日付 4 太建第 284 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 8 月 10 日付 4 太建第 241 号で情報一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った情報のうち「道路占用 [/ 許可申請 / 協議 /] 書（様式第 1 号）」の非公開とした部分である（一社）つくし青年会議所（以下「青年会議所」という。）の担当者名、青年会議所の印影、青年会議所の担当者の氏名、青年会議所の担当者の電話番号、観世音寺区自治会長の氏名、観世音寺区自治会長印の印影、五条区自治会長の氏名、五条区自治会長印の印影の 8 か所（以下「非公開部分 8 か所」という。）中、青年会議所の印影、観世音寺区自治会長の氏名、観世音寺区自治会長印の印影、五条区自治会長の氏名、五条区自治会長印の印影の 5 か所（以下「非公開部分 5 か所」という。）について非公開とした実施機関の判断は妥当でない。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求に対し、実施機関が行った本件決定の情報のうち、道路占用 [/ 許可申請 / 協議 /] 書（様式第 1 号）の非公開部分 8 か所中、非公開部分 5 か所の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

① 情報公開請求

審査請求人は、令和 4 年 7 月 28 日実施機関に対して、情報公開条例第 6 条に基づき、「(公社) 日本青年会議所九州地区福岡ブロック協議会が主催し令和 4 年 6 月 5 日に開催された第 50 回福岡ブロック大会つくし大会の広報のため大宰府政庁跡信号から朱雀大橋の間の歩道に設置された旗ざおに関する道路占用 [/ 許可申請 / 協議 /] 書（様式第 1 号）及び添付書類並びに道路占用 [/ 許可 / 回答 /] 書（様式第 2 号）」の公開請求をした。

② 一部公開決定

実施機関は、「公開請求に係る情報の一部は、個人に関する情報であり、また特定の個人が識別されるものでありますので、情報公開条例第 10 条第 2 号に該当するため非公開となります。」との理由により情報を一部公開とする決定を行った。(令和 4 年 8 月 10 日付 4 太教学第 241 号)

③ 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 9 月 13 日に本件決定を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和 4 年 10 月 5 日付の反論書及び同月 25 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

非公開部分 5 か所のうち 2 か所は、観世音寺区自治会長と五条区自治会長の氏名（以下「両自治会長名」という。）であり、広報だざいふに掲載されるなど「従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報」である。

また、非公開部分 5 か所のうち 3 か所は、青年会議所の印影並びに観世音寺区自治会長及び五条区自治会長の印影（以下「両自治会長の印影」という。）であり、情報公開条例第 10 号第 2 号に該当しない情報である。よって、上記情報の情報公開を求める。

なお、情報一部公開決定通知書には記載がないが、実施機関が情報公開条例第 10 号第 3 号に該当すると主張している。このことについては、反論書添付資料 4 東京高等裁判所の判例にあるとおり、青年会議所の印影と両自治会長の印影は公開すべき情報であり、情報公開条例第 10 号第 3 号に該当しない情報である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和 4 年 9 月 27 日付の弁明書及び同年 10 月 25 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 両自治会長名について

自治会長の氏名は、太宰府市のホームページでは連絡先を公開しておらず、情報公開条例第 10 条第 2 号に該当すると判断した。

しかし、改めて精査した結果、自治会長の名前は「広報だざいふ」に掲載されており、従来から公表している情報であることが確認されたため、審査請求を認める。

(2) 青年会議所の印影と両自治会長の印影について

青年会議所の印影と両自治会長の印影は、情報一部公開決定通知書に記載している情報公開条例第 10 号第 2 号に該当しないことについては認める。

しかし、青年会議所の印影については、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められることから、情報公開条例第 10 条第 3 号に該当する。

また、両自治会長の印影については、本市の各自治会は任意団体であるが、自治会長の印を自治会の運営の他、道路占用利用や公園占用利用の許可申請などに使用して

いることから、情報公開条例第10条第3号に該当する。

5 審査会の判断

本件において、審査請求の対象となっている情報は、「道路占用〔／許可申請／協議／〕書（様式第1号）のうち非公開となっている、非公開部分8か所のうち、両自治会長名、青年会議所の印影、両自治地会長の印影の5か所であることを、インカメラ審査も行ったうえで特定した。

次に、実施機関が情報を一部公開としたことの妥当性について検討する。

(1) 情報公開条例第10条への位置づけ

① 同条第2号該当性

情報公開条例第10条は、「情報」の公開義務を定め、同条各号において公開を要しない情報が列挙されている。そのうち本件の一部公開決定で挙げられていた同条第2号は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を挙げる一方、同号イは「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」を非公開情報から除外している。これについて、太宰府市の「情報公開制度・個人情報保護制度 運用の手引き」22頁では、「従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを害するおそれのないと認められる情報」が記録されている時は当該情報を公開できる趣旨であるとしている。こうした説明はおおむね妥当なものと思われ、本件では当該の氏名や印影の公表状況が問題となる。

② 同条第3号該当性

また、本件「弁明書」の挙げる情報公開条例第10条第3号によると、「法人その他の団体に関する情報」であって、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの」は、公開を要しない。それゆえ本件では、各団体の印影を公表することが当該団体の利益を明らかに害するかが問題となり、そこでは印影の利用頻度・範囲等、それらの管理・利用状況をふまえた具体的な検討が必要となる（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕』（有斐閣、2018年）101頁参照）。

(2) 両自治会長名について

両自治会長名は、「広報だざいふ」に掲載されていることが確認された。それゆえ、これらは、「従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報」であると言える。よって、情報公開条例第10条第2号に該当しないため、両自治会長名を非公開とし、一部公開とした実施機関の決定は、妥当でない。

(3) 青年会議所の印影と両自治会長の印影について

本件決定は情報公開条例第10条第2号該当性を根拠とするものであるが、実施機関は上述のとおり、本件審査請求に対する弁明書において、これらの印影は当初の部分公開決定において挙げていた情報公開条例第10条第2号には該当しないことを認めると同時に、新たに同条第3号該当性を主張している。本件決定の条例適合性を判断する当審

査会としては、本件審査請求において公開が求められている青年会議所の印影と両自治会長の印影について、情報公開条例第10条第3号に該当し得るかを検討する必要性は否定できないと考える。

青年会議所及び両自治会に確認した結果、各団体での当該の印影の利用状況には若干の違いはありながらも、本件非公開部分の印影は、ともに、請求書、領収書といった文書など、広く業務上日常的に使用されているものであることが分かった。こうした印影が公開され、それらが偽造等されることによって生じ得る不利益は大きいものとは思われず、青年会議所の印影と両自治会長の印影を公開することによって事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害するとは認められない。よって、本件印影は情報公開条例第10条第3号に該当しないため、これを非公開とし一部公開とした実施機関の決定は妥当でない。

(4) まとめ・結論

令和4年8月10日付4太建第241号にて情報の一部公開を行った情報のうち「道路占用〔／許可申請／協議／〕書（様式第1号）」の黒塗りされている非公開部分8か所のうち、両自治会長名、青年会議所の印影、両自治地会長の印影の5か所を非公開とし、一部公開決定をした実施機関の判断は妥当でない。

なお、本答申では、弁明書において新たに挙げられた規定（情報公開条例第10条第3号）の該当性についても検討した。それは、公開した場合に生じ得ると考えられる不利益の回避との観点によるものである。しかし、非公開決定や一部公開決定に際して理由が付記されるのは、審査請求での主張の便宜を考慮してのものでもあることを考えるならば、審査請求がなされた後の弁明書において新たな条項を主張の根拠として挙げることは望ましいこととは言い難い。実施機関においては、決定の理由の中で根拠規定を正確に挙げるよう努めることが必要であることを付言する。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和4年10月12日 第1回審査会（審議）

令和4年10月25日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和4年11月6日 第3回審査会（審議）